

2. 講演内容：「攻めの農林水産業の推進について」

講演者 農林水産省東海農政局長 森 多可志 氏



*プロフィール

- 1955年 福岡県生まれ
- 1979年 東京大学経済学部経済学科卒業、農林水産省入省
- 1996年 大臣官房企画室
- 1997年 経済協力開発機構日本政府代表部参事官
- 2000年～ 畜産局競馬監督課長、水産庁資源管理部国際課長、農村振興局総務課長を歴任
- 2006年 独立行政法人水資源機構理事
- 2008年 東北農政局次長
- 2010年 独立行政法人農畜産業振興機構理事
- 2011年 東海農政局長に就任

現在、農林水産省で取り組んでおります「攻めの農林水産業の推進」について、今後の農政を全体としてどのように展開していくのか、説明します。

古来より我が国は「瑞穂の国」と呼ばれ、「農は国の基」という言葉もございます。自然との関わりの中で日々の農の営みが日本民族の命をつなぎ、国土を成り立たせてきたということです。農林水産業は、食料供給だけではなく、棚田を含め水田などが果たす多面的機能を通じて、国民生活にとって不可欠な存在になっております。また、我が国の精緻な農林水産業が「ものづくりDNA」の源泉でもあると思います。

農山漁村は、丹精込めた食べ物づくりの技術と伝統、世界に評価される日本食とおもてなしの心を持っております。さらに我が国は、世界有数の森林・海洋資源（森林率は世界第3位、排他的経済水域EEZの面積は世界第6位）や、再生可能エネルギーのポテンシャル（エネルギー総供給の43％に相当）という、成長の糧となる大きな潜在力を有しています。

世界の食の市場規模に目を向けますと、2009年から2020年で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれております。特に、アジアの食市場規模は、2009年の82兆円から2020年には229兆円と約3倍の増加が見込まれております。我が国の農林水産

業や食品産業の発展のためには、この成長を取り込むことも必要ではないかということです。

我が国の農林水産業は今まさに分岐点にあります。世界の食市場規模の拡大や国内のライフスタイルの変化などをチャンスと捉え、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し、食品産業あるいは輸出産業、IT産業、エネルギー産業など多様な産業との連携を構築し、アグリビジネスの展開、再生可能エネルギーの導入などにより、農林水産業の成長産業化を実現し、日本を農山漁村から元気にしていきたいというのがこの「農林水産省・地域の活力創造プラン」の目標です。

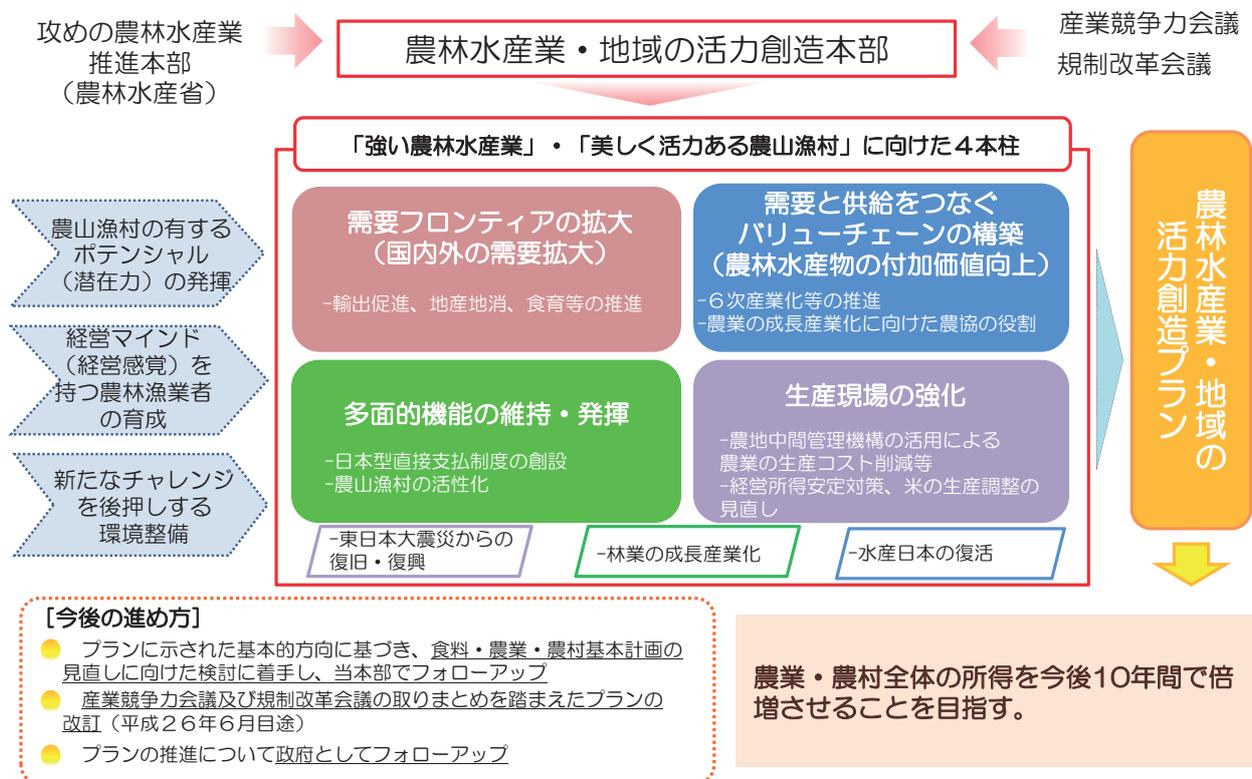
では「攻めの農林水産業」検討の経緯からお話しします。

2013年1月に農林水産省に林 芳正大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」を、5月には首相官邸に安倍 晋三首相を本部長とする「農林水産省・地域の活力創造本部」を立ち上げました。

その際、首相から「農山漁村の有するポテンシャルの発揮」「経営マインド（経営感覚）を持つ農林漁業者の育成」「新たなチャレンジを後押しする環境整備」の3つの指示をいただきました。

農政改革の方法としては、「生産現場の強化」

農林水産業・地域の活力創造プランの概要



「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」「需要フロンティアの拡大」「農山漁村の多面的機能の維持・発揮」の4つの柱を基本に、産業政策と地域政策を両輪とする「攻めの農林水産業」を展開することとしております。

2013年12月10日には、首相官邸の創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられました。この中に、4つの柱と関連する施策が盛り込まれました。

このプランは、農林水産業、農山漁村が抱える課題を解決し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」をつくり上げていくための農林水産行政のグランドデザインになっております。このプランに基づいた施策の総動員により、今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増させていくことを目指しています。

次に、4つの柱を中心に施策について説明します。

(1) 需要フロンティアの拡大

新たな国内ニーズへの対応として、医療・福祉分野と食品・農業分野の「医福食農連携」を推進し、学校給食に対する安定供給体制の構築などを実施しまして、地域の農林水産物の活用を促進していくこととしております。

また、食文化・食産業のグローバル展開に関する取り組みとしては、今後10年間で倍増するグローバルな食市場で売上げを拡大するため、世界の料理界における日本食材の活用推進、日本の食文化・食産業の海外展開、日本の農林水産物・食品の輸出の取り組みを一体的に推進することが重要であると考えております。これをFBI (Made FROM Japan, Made BY Japan, Made IN Japan) 戦略と言っております。FBI戦略につきましては、2013年8月29日に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表したところです。日本食を特徴づけるコンテンツである水産物、牛肉、日本酒、

国内外の需要拡大等

需要のフロンティアの拡大

◆目標：農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に拡大

1 新たな国内ニーズへの対応

- 医療・福祉分野と食品・農業分野の「**医福食農連携**」(注)を推進
 - ◆ 関係省庁と連携し、科学的根拠を元に機能性を表示できる新たな方策を検討
 - ◆ 日本食と健康に関する科学的知見を確立するなど、環境を整備
 - ◆ 介護食品の潜在的なニーズに対応するため、「これからの介護食品をめぐる論点」(25年7月公表)を踏まえた「介護食品」の定義の明確化や、利用者のニーズに応えた介護食品の提供方法の検討など
 - ◆ 産地側と漢方メーカー側の情報交換・共有を促進し、漢方の原料となる薬用作物の安定供給を実現
- (注)福祉分野との連携が含まれることを明示するため「医食農連携」を「医福食農連携」に変更。
- 学校給食における地場産農林水産物の利用拡大・定着に向けた安定供給体制の構築等
 - 需要が拡大している加工・業務用野菜の増産に向け、安定生産等に必要となる作柄安定技術や、新技術・機械化の導入支援 **【今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量5割増】**

β-クリプトキサンチンを多く含むみかんジュース



産学官が連携して、β-クリプトキサンチンの機能性研究を行い、その研究成果を活かして食品企業が商品化(25年3月販売開始)



高齢者にも食べやすいリング状のうどん麺



地場産農林水産物を利用した学校給食

2 食文化・食産業のグローバル展開

- 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進
- 「国別・品目別輸出戦略」(25年8月公表)に基づき、**国別・品目別の輸出環境整備優先事項を選定し、着実に実施**
- 卸売市場や産地等で輸出検疫を行うことにより、商品の補充をその場で可能とするなど、輸出検疫の利便性を向上

青果物などを重点品目とし、食市場の拡大が見込まれる国・地域を重点国・地域と位置づけて、この戦略を実行に移すために国別・品目別の輸出環境設備について優先取り組み事項を選定し、着実に実施していくこととしております。

現在、そのほとんどが外国からの輸入品となっている加工・業務用野菜については、国内産出荷量を現在から5割増とすることを目指していきます。

(2) 需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築

農業者の所得を高め、経営を安定させていくためには、農林水産物の生産・販売といった取り組みに加え、自らが加工し、販売するなどの6次産業化による高付加価値化の取り組みも重要です。農林水産物の生産から消費までのバリューチェーンの構築に向けて、農林漁業者が2次・3次産業の事業者と連携して、農山漁村の魅力ある資源を活用し、生産だけではなく、加工・販売などの新

たなアグリビジネスに取り組む6次産業化などを支援するために、さまざまな支援の他、農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)という形で、これまでの補助・融資に加えて出資も本格展開させることとしております。

農林漁業成長産業化ファンドについては、2013年12月末の時点で全国に36、東海3県では2つのサブファンドが決定されております。出資案件はこれまで6件を公表したところです。

農山漁村におけるバイオマスや、水などの地域資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入促進は、地域の活性化にもつながります。この再生可能エネルギーに関しては、農林漁業と調和を図りながら、地域の発展につなげるために、関連法案を国会に提出して2013年11月15日に成立したところです。

バイオマスにつきましては、地域のバイオマスを活用した産業化と再生可能エネルギーの創出を

バリューチェーンの構築 6次産業化の推進(A-FIVEの本格展開)

需要と供給をつなぐ
バリューチェーンの構築

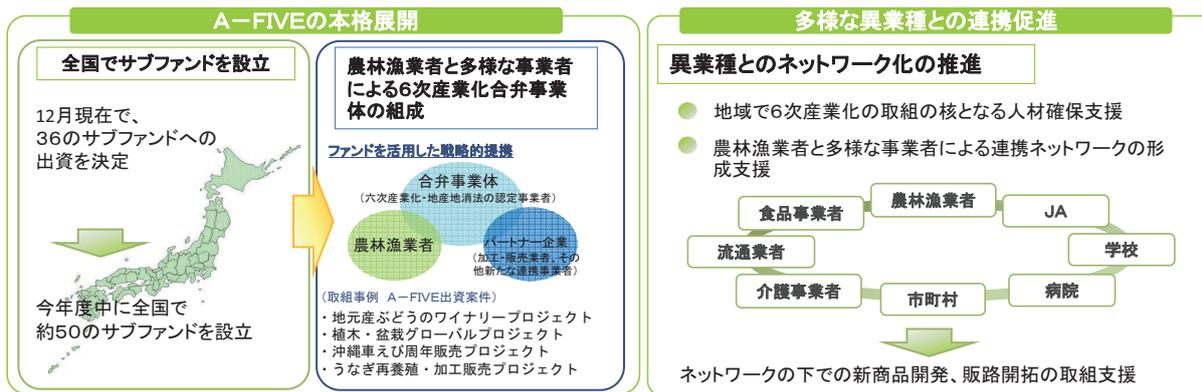
ポイント

- 1 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の本格展開などにより、医福食農連携など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。
- 2 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大するため、農林漁業者と様々な事業者のネットワーク化を通じた連携促進による成功モデルの構築を重点的に推進。

◆目指す姿:6次産業化を通じた農業・農村の所得増大

- ① 1、2、3次産業の連携によるバリューチェーンの構築を通じた農林水産物・食品の付加価値向上。
- ② 6次産業化の市場規模を2020年までに10兆円に拡大。

◆具体的な取組:農林漁業者と様々な事業者の連携による6次産業化の取組を支援



【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進(農商工連携)の取組と一体的に6次産業化を推進。

目指すバイオマス産業都市の構築の推進、あるいは、食品廃棄物のバイオガス化、余熱などの未利用資源の積極的活用による「新たな食品リサイクルシステム」を構築することとしております。

農業水利施設を活用した小水力発電などの導入に向け、2016年度までに全国約1,000地点で導入の可能性を検討することとしております。小水力発電などの導入の促進を図るため、規制緩和による水利権許可手続きなどの簡素化・迅速化や、発電施設の設置運営のための土地改良区などの技術力向上のための支援を強化することとしております。

生産・流通システムの取り組みとして、オランダを参考にエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を推進することとしております。ポイントは、高度な環境制御技術による周年・計画生産と、施設の大規模な集約によるコスト削減です。また、木質バイオマスなどの地域資源エネルギーを利活

用することによって、近年高騰が続く燃油価格対策にも資することが期待されております。

ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) については、篤農家の匠の技をICTによりデータ化し、新規就農者の技術継承に活用していきます。

また、自動走行できるトラクターや施設園芸の無人収穫システムの導入など、先行する他産業とも連携して、無人化・自動化による省力化・規模拡大、ノウハウの継承や作業の軽労化、収量・品質の向上などの実現に取り組むこととしております。さらに、クラウドを活用して、食品や購買行動に関わる有益な情報を伝達する汎用性の高いシステムを構築し、その情報を利活用した生産者、食品事業者の新たな事業機会を創出することとしております。

優れた品種や高度な生産技術が我が国の農業の強みです。実需者などとの連携により開発された

新品種・新技術による我が国農業の「強み」の発掘・強化

需要と供給をつなぐ
バリューチェーンの構築

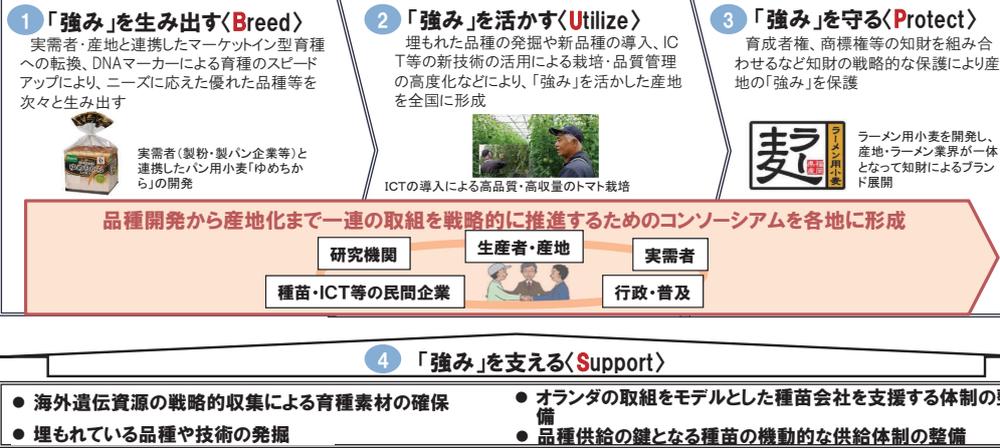
ポイント

- 1 我が国の「強み」である「優れた品種」、「高度な生産技術」を用いて、実需者等と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出す。
- 2 品目別に推進の基本方向等を方針として年内に定め、各産地の取組を加速化することで、今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出する。

◆目指す姿:「強み」のある農畜産物が創出されることにより以下を実現

- ① 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物が100以上創出
- ② 6次産業化の推進、輸出・消費拡大につなげるとともに、加工・業務用向け生産による国産シェア拡大、多収性安定品種などによる低コスト・安定生産を実現

具体的な取組:「強み」のある農畜産物の産地づくりに向けた一連の取組を支援(B-Upsプロジェクト)



「強み」のある農畜産物を日本各地に次々と生み出す



超強力小麦の新品種「ゆめちから」は名古屋の製パンメーカーによって市場展開されております。この他、福岡県が開発した博多ラーメン用の小麦「ラー麦」は、商標登録することによって、地元ラーメン業界を巻き込んだブランド展開が進展しており、福岡県では「ラー麦」の作付面積が急速に拡大しています。東海農政局管内では、愛知県が開発した日本麺用の小麦「きぬあかり」についてシンボルマークの商標登録を行うなど、実需者と連携したブランド化が進められております。従来の「農林61号」や「イワイノダイチ」に比べて収量性が非常に優れることから、愛知県下でも「きぬあかり」への品種転換が急速に進むものと見込まれております。

農林水産省ではこのような実需と連携した品種開発などにより、強みのある農畜産物づくりなどの戦略的取り組みを全国で進めるために、品目ごとの取り組み方針を策定しております。

農業界と経済界との連携も重要です。先進的な

農業法人と企業などが連携プロジェクトを組んで、低コスト生産技術体系、ICTを利用した効率的生産体制、低コストの農業機械開発など、新たな先端モデル農業の確立に向けた取り組みを実施する考えです。このプロジェクトで開発した新技術などの成果は、商品などとして広く普及させていくこととしております。

(3) 生産現場の強化

近年、耕作放棄地の面積が増加傾向にあります。農地を確保しつつ、担い手への集積・集約化を円滑に進めていくことが重要となっております。

農地集積においては、農地の受け手と出し手を結び付け、分散錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化していくことが非常に重要であると考えております。

そこで、県段階に農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を整備しまして、出し手から農地を機構が借り受け、必要な場合には基盤整備など

生産現場の強化

生産現場の強化(担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化)

【現状等】

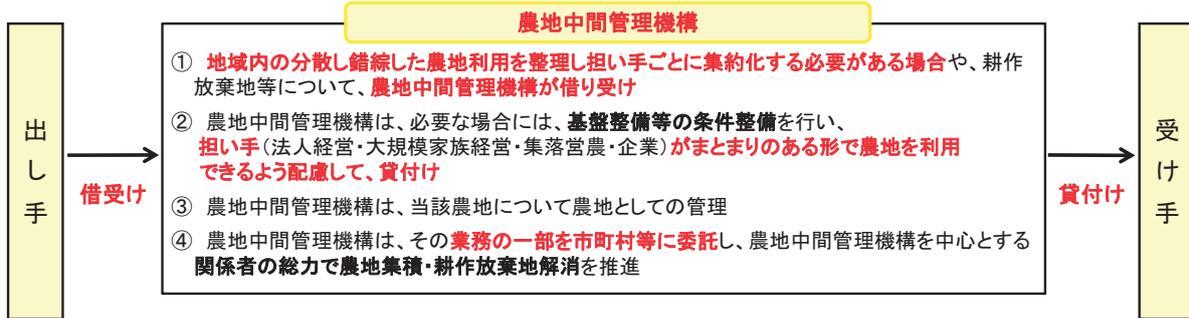
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進) 【農地中間管理機構法案は12月5日(木)成立】



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、**農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。**
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。**

農山漁村の多面的機能の維持・発揮

活力ある農山漁村の構築

多面的機能の維持・発揮

ポイント

- 農山漁村の活力向上のためには、**新たな需要の発掘・創造**や埋もれていた**地域資源の活用**が重要。
- このため、教育、福祉、観光、まちづくり等の分野において、**関係省庁との連携プロジェクト**を実施。民間を含めた推進体制の整備や、**施策運用の具体化を進めているところ。**
- また、**取組を全国に普及させるため、優良な事例を選定・発信する場の充実を検討。**

目指す姿: 地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農山漁村の活力向上

- **新たな需要の発掘・創造、地域資源の活用、関係省庁との連携等を推進し、全国で交流人口1,300万人を目標**

① 子ども農山漁村交流プロジェクト

【新潟県上越市・十日町市】

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験
小学5年生を中心として推進

文部科学省 送り手側(学校)を支援 ・交通費、宿泊費 ・体験活動利用料 ・指導員等の謝金 等	総務省 地方の自主的取組を支援 ・研修、地方セミナー等 ・特別交付税措置(文科省、農水省の補助を受けない場合)	農林水産省 受け手側(農山漁村)を支援 ・受入農家、人材の育成 ・体験プログラムの開発 ・廃校等の活用 等
---	---	--

③ 空き家・廃校活用交流プロジェクト

文部科学省
廃校に係る情報提供

農林水産省
地域の手づくり活動を支援

経済産業省
商店街への店舗誘致

計画づくり
総務省
 ・過疎地域の取組支援
国土交通省
 ・「小さな拠点」形成のためのプランづくり

多機能な集落拠点施設等の整備
農林水産省
 ・交流農園の滞在施設、農家レストラン等
総務省
 ・地域振興施設等
国土交通省
 ・図書館・公民館等
厚生労働省
 ・高齢者関係施設、児童福祉施設等

② 「農」と福祉の連携プロジェクト

農林水産省
 ・福祉農園の開設・整備
 ・農業専門家の派遣
 ・技術研修会等の開催

高年齢者の生きがいづくり
障害者の社会参画の促進

【つくばアグリチャレンジ】
厚生労働省
 ・拠点となる福祉施設整備
 ・福祉施設と農家等の連携支援

④ 「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト 【都市農業の振興】

農林水産省
 計画策定の支援
 円卓会議等での住民参加による計画策定

国土交通省
 生産緑地を買い取り農業公園化、郊外部に立地している公共施設等の撤去

農林水産省
 公共施設等の跡地への交流農園等の整備
 農産物直売所等、都市農業の振興に向けた施設整備

農村景観・伝統の継承

伝統的な町並みや歴史的建造物の保存・活用と連携し、美しい農村景観等の保全・復元・継承につきハード・ソフトの両面から支援

【棚田の景観】

グリーン・ツーリズムの推進

・交流人口1,300万人を目標
 ・訪日外国人旅行者の受入重点地区(200地区)を整備

【親子が一輪に田植え体験】

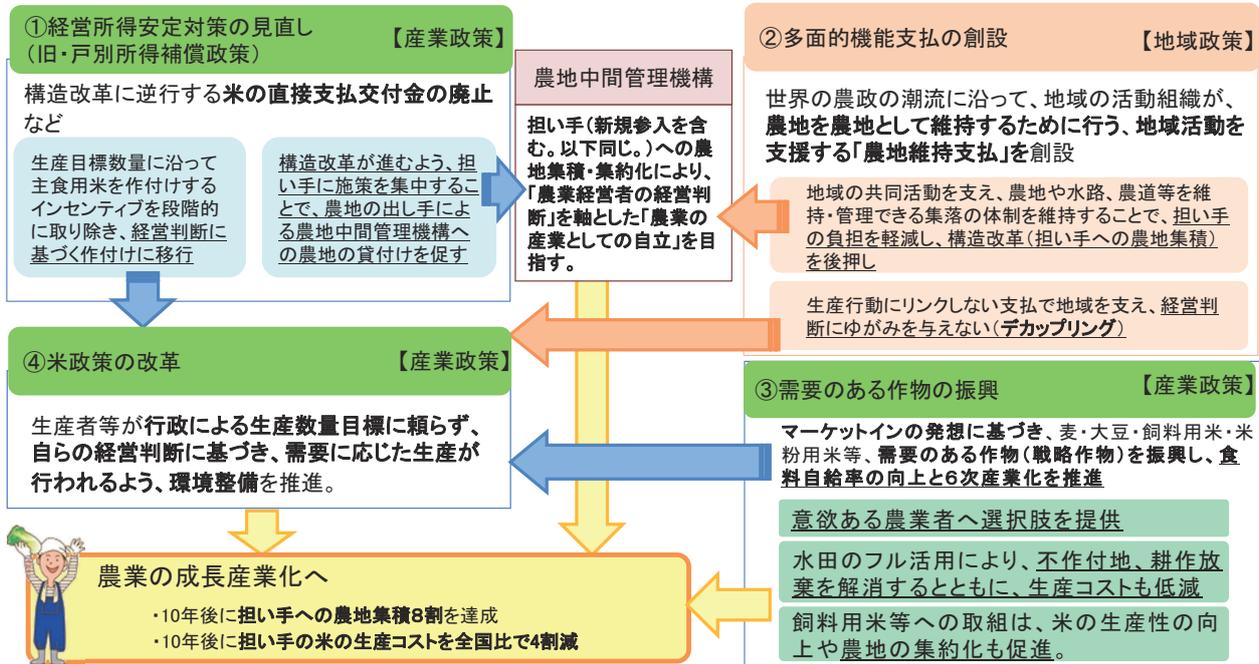
優良事例の横展開・ネットワーク化

優良な事例を選定・全国に発信し、他地域への横展開や、地域リーダーとのネットワークを強化

【選定地区との意見交換会】

重点施策について

以下の4つの改革を進め、政策を総動員することにより、農業・農村全体の所得倍増を目指し、創意工夫に富んだ農業経営体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・増進、食料自給率の向上と食料安全保障を確立。



の条件整備を行った上で、担い手にまとまりのある形で農地を貸し付けるスキームを確立することとしております。また、農地中間管理機構の業務については、市町村などに委託することも可能とします。

関係者の総力で農地集積や耕作放棄地の解消を推進するために、この機構が積極的に活動できるよう、必要な予算を措置したところございまして、この政策の裏付けとなる農地中間管理機構法が2013年の臨時国会で成立したところです。

また、耕作放棄地予備軍も対策の対象としまして、所有者不明の耕作放棄地について報告を行い、県知事の裁定で農地中間管理機構に利用権設定ができるようにするなど、対策を強化したところであります。

(4) 多面的機能の維持・発揮

農山漁村の活力向上のためには、新たな需要の発掘・創造や、埋もれていた地域資源の活用が重要であると考え、教育・福祉・観光・まちづくり

などの分野において、関係省庁との連携プロジェクトを実施することとしております。既に省庁間の連携体制を発足させておきまして、現在民間の関係団体を含めた推進体制の整備や施策運用の具体化を進めているところです。具体的には、子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクト、「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト、こういったものを重点的に支援することとしております。

次に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられている重点施策についてです。

①経営所得安定対策の見直し

米の直接支払交付金を廃止するなど抜本的に再構築し、構造改革を進めていくこととしております。

②多面的機能支払の創設

EUの例に見られるように、多面的機能に着目した地域政策を直接支払の形で講ずることが世界

日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

重点施策

- 農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動（活動組織を作り、市町村と協定を締結）に対して支援する多面的機能支払を創設。
- 共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押し。

背景・必要性

- 農業・農村は、国民全体が利益を受ける「公共財」として、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を発揮。
- 他方で、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする必要。
- EUにおいても、環境や農村振興を重視した直接支払へのシフトが進行。

多面的機能支払の概要

- 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織をつくり市町村と協定を締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施し、27年度から法律に基づく措置として実施。

資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり 等

現行の農地・水保全管理支払を組替え



山口県長門市

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援

- ※ 担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等
- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成

※5年後を目途に施策の実施状況の点検、効果の評価を行い、施策の見直しに反映させていく。
 ※中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払については、基本的枠組みを維持しつつ継続。

の農政の潮流となっております。したがって、今後農地が担い手に集約される中で、地域政策によりまして担い手の負担を軽減し、構造政策を後押しします。

③需要のある作物の振興

麦、大豆、飼料用米など、需要のある戦略作物の本作化と、地域の特色ある産地づくりを進めていきます。不作付地の解消など、水田のフル活用によりまして我が国の食料自給率・自給力の向上を目指します。

④米政策の改革

需要のある水田作物を振興することで、農業者自らの経営判断で作物を選択できるようにします。生産調整を含む米政策も、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるような環境設備を行っていく予定です。

では、それぞれの施策ごとの見直しの内容について説明をします。

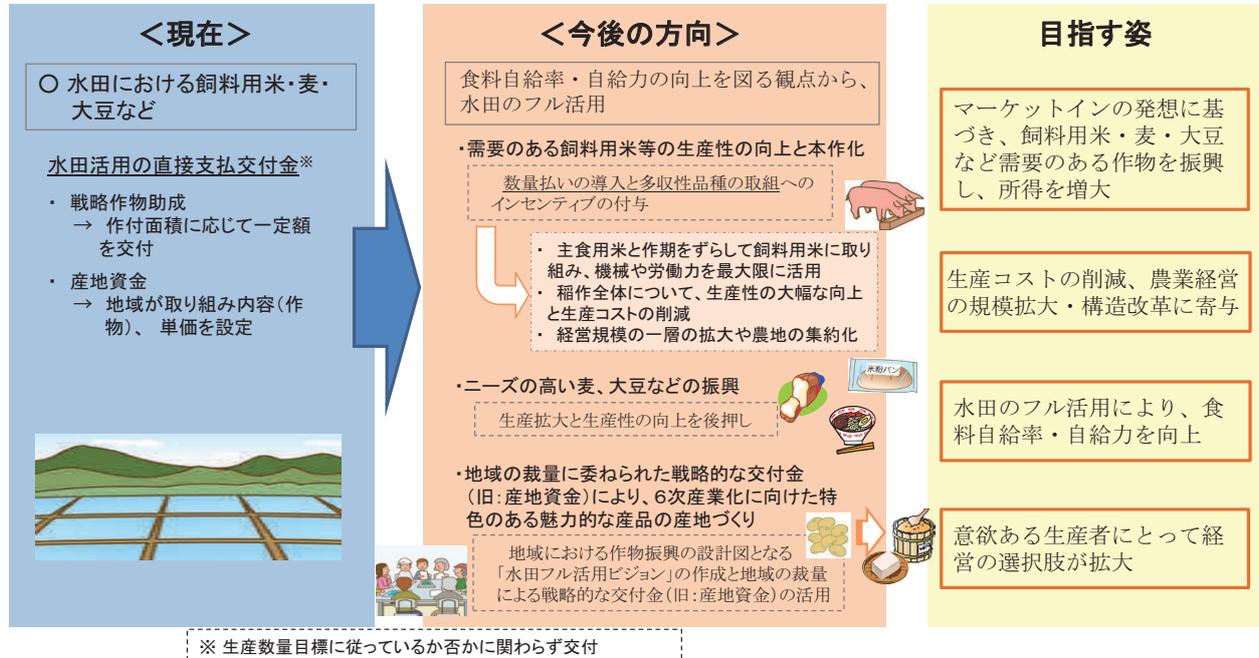
まず、経営所得安定対策の見直しについてです。従来の戸別所得補償制度が、一律の支払など、構造政策にそぐわないものであったことから、この1年、政府与党一体となって施策の見直しを検討してまいりました。その結果、米の直接支払交付金については、10アールあたり1.5万円の単価を半減した上で、2017年産（平成29年産）までの時限措置とし、一方で、2014年産（平成26年産）より飼料用米や米粉用米については、収量に応じて10アールあたり最大10.5万円の助成を実施することとしました。

また、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）および米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、法改正を経て、2015年産（平成27年産）から担い手を対象に実施する予定とし

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用 ～ 需要に応じた戦略作物等の振興 ～

重点施策

○ マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物等について、生産性の向上や高付加価値化を後押しし、水田のフル活用を図る。これにより、食料自給率・自給力も向上。



ております。

日本型直接支払制度の創設につきましては、今後、構造政策の推進に伴って農地が少数の担い手に集約された場合に、並行して講じられる地域政策により、地域の共同活動が崩壊することがないようにして、担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする考えです。

この制度の中の資源向上支払につきましては、これまで取り組んでいる農地・水保全管理支払を拡充するものでありまして、農地維持支払については多面的機能を支える共同活動を支援するために新しく創設するものです。

食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用につきましては、これまでも、水田における飼料用米や麦、大豆などの作付けを水田活用の直接支払交付金により支援してきたところですが、今後は需要のある飼料用米などの生産性向上と本作物化、ニーズの高い麦や大豆などの振興、6次産

業化に向けた特色ある産品の産地づくりを図ることとしております。

これによりまして、需要のある作物の振興による所得の増大、生産コストの削減や経営規模の拡大、水田のフル活用による食料自給率・自給力の向上などを目指すこととしております。

米政策の見直しにつきましては、生産者や集荷業者、団体などが自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進していくことが重要と考えております。

現在、主食用米については、行政による生産数量目標の配分がなされておりますが、5年後を用途に生産者や集荷業者、団体が中心となって、国が策定する需給見通しなどを踏まえつつ、需要に応じてどのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにしていく考えです。

林業につきましては、中高層建築物の木造化の

新たな米政策の在り方

重点施策

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を推進していくことが重要。このため、環境整備を進める中で、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。

<現在>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。

(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成24年 56kg)



○ 生産調整のメリット措置

生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、

- ・米の直接支払交付金(1.5万円/10a)
- ・米の変動補填交付金(生産者抛出なし、10割補填)を交付。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を見直し

定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、取り組む

→ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等

生産調整については、強制感を伴うペナルティを廃止し、実質的には選択制となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存。



生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



推進役として期待されるCLT（直交集成板）を普及させるため、国交省との連携を強化して必要なデータ収集を行うなど、新たな木材需要の創出に向けた取り組みを加速していきます。

また、国産材の利用拡大のためには安定供給体制を構築することが不可欠ですので、大ロット化による流通コストの削減などを目指す取り組みを推進してまいります。

森林の多面的機能を発揮させるには、森林の整備・保全を適切に行うことが必要です。山村地域が担ってきた日常的な森林管理活動への支援、国民の生命と財産を守る、災害に強い森づくりなどを進めていくこととしております。

水産業につきましては、世界人口の増加による水産物需要の増大を背景に、3つの施策を講じて、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させることとしております。

まずは、各地の浜における生産体制強化です。

それぞれの浜ごとにその実情を踏まえた「浜の活力再生プラン」を作成して、重点的な支援を行い、漁家所得の向上を図ってまいります。

2つ目は、輸出体制の強化です。水産物の輸出を促進するために、輸出先国の（工程ごとに危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システム）基準などを満たすための水産加工施設の改修整備の支援、高度衛生管理型漁港の整備を推進してまいります。

3つ目が、国産水産物の生産・消費拡大です。魚を気軽に手軽においしく食べられる「ファストフィッシュ」の普及や、産地から消費地までの流過程の目詰まりを解消するための取り組みを推進してまいります。

以上が「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられました施策の内容です。

農林水産省では、本プランにおいて示された基

本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しに着手しております。

具体的には、2014年1月28日の食料・農業・農村政策審議会において、林大臣より本日の研究会にご出席の名古屋大学教授 生源寺 眞一 氏に諮問したところです。

今回の見直しでは、これまでの施策を検証しつつ、食料自給率目標および食料自給力の取り扱いや、農業・農村の所得倍増に向けた道筋、農業構造の展望と具体的な経営発展の姿などについて検討する予定にしております。

最後に、日本食文化と、2020年オリンピック・パラリンピックに関する話題についてお話しさせていただきます。

2013年12月4日アゼルバイジャンで開催されたユネスコの会合において、「和食:日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産への登録が正式決定しました。この決定が、郷土の食文化を大切に思うすべての人々に、食文化を守るにあたっての勇気と誇りをもたらすものとなることを期待しております。これをきっかけとして、国民の間で自国への食文化への関心が継続的なものとなり、次世代に向けた保護継承へとつながるように努めていくこととしております。

また、2020年のオリンピック・パラリンピックを東京で開催することが決定されました。この大会を成功に導くための体制の整備について、国を挙げて取り組むこととしております。

農林水産関係においても、高品質で体によい日本食でのおもてなしや、各種施設において木材や畳などを活用した和の空間の演出、世界最高水準の日本の花を活用したおもてなしなど、我が国の農林水産業・農山漁村の持つ潜在力を生かしたさまざまなアイデアが考えられます。

ユネスコの無形文化遺産に登録されたことを契機として、日本食文化についての内外への発信、日本食でのおもてなしなど、来訪いただいた方が日本の素晴らしさを体感できるような施策の展開を通じて、東京オリンピックの成功に貢献できる

よう、今後具体策について検討していくこととしております。